

## 市街化調整区域内で事業区域の面積が 300㎡以上の太陽光発電設備の設置 には許可が必要です

※建築物の屋上等に設置される設備は除きます。

※設備の設置には、他の法令等の手続きが必要となる場合があります。

※平成31年4月1日以後に着手する設置工事又は増設等の工事について適用  
します。

### < 禁止区域 >

- 砂防指定地
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 地すべり防止区域
- 保安林
- 農業振興地域内の農用地区域



ただし、法令に基づき、設置することができる場合はこの限りではありません。

### < 抑制区域 >

- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域

令和2年4月1日から太陽光発電設備の設置に際し、環境アセスメント手続又は自然環境調査が必要になります。また、事業計画の許可申請時に調査報告書等の添付が必要となります。

※ 詳細は県環境影響評価室（078-362-9086）へお問い合わせください。

令和5年4月より森林を開発して太陽光設備を設置する場合で、開発面積が0.5haを超えるものは都道府県知事による林地開発許可が必要となります。

※ 詳細は兵庫県阪神北県民局 阪神農林振興事務所 里山・森林課（079-562-8914）へお問い合わせください。

# 1 許可基準

(1) 県条例「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」で定める太陽光発電施設等の設置等に関する基準（施設基準）に適合すること。

(2) 山林において、国道及び県道から太陽光発電設備が容易に望見できないこと。

## ＜ 県 条 例 施 設 基 準 ＞

### ①景観との調和及び緑地の保全に関する事項

法面の緑化や隣接地への遮蔽措置

色彩・材料の配慮

緑地の保全

反射光への配慮 等

### ②防災上の措置に関する事項

地盤の安定性・勾配

擁壁の設置・構造

法面の構造・保護

排水施設・調整池の設置 等

### ③安全性の確保に関する事項

構造耐力上主要な部分の耐久性

地盤への定着

太陽電池モジュールの脱落等の防止 等

### ④廃止後において行う措置に関する事項

撤去時の廃棄物の処理

景観・防災上の措置 等

### ⑤その他の事項

適切な保守点検・維持管理

動植物※ 等

※令和2年4月1日から、「環境影響評価に関する条例」、「小規模太陽光発電所に関する自然環境調査指針」により、環境アセス手続又は動植物に関する自然環境調査が必要となるため基準を追加。

## 2 事前協議

太陽光発電設備の設置許可申請を行う前に、以下の確認等のため事前協議が必要です。

- ① 近隣関係者への説明範囲の確認
- ② 他法令の手続きの確認
- ③ 県条例施設基準の適合への助言

## 3 地域住民との調整

設置許可申請を行う前に、以下のすべての近隣関係者への説明が必要です。

- ① 事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権を有する者
- ② ①の土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者
- ③ 地元区・自治会等に所属する関係住民
- ④ 水利権者等、市長が必要と認める者

## 4 変更の許可等

設置許可を受けた太陽光発電設備の設置について、事業者等の氏名等の軽微な変更等を除いて（届出は必要です。）事業計画を変更するときは、変更後の設置許可申請が必要です。変更を行う場合についても、事前協議、近隣関係者への説明は必要です。

## 5 許可又は不許可に要する標準期間

申請に対する許可又は不許可の処分の標準期間は以下のとおりです。

- |              |     |
|--------------|-----|
| ① 設置許可申請     | 60日 |
| ② 変更後の設置許可申請 | 45日 |

## 6 標識の設置等

許可事業者は、工事着手の届出をするとともに、地域住民に広く知らしめるため、許可を受けた事業内容を記載した標識を設置してください。

## 7 工事完了後の検査

工事完了後、必要書類を添付した工事完了の届出受理後、検査を行い検査済通知書により通知します。通知を受けた日以降でなければ、太陽光発電設備を使用し、又は使用させてはいけません。

## 8 増設等の工事の許可等

設置工事の完了後、増設、移転、修理、改造等を行う場合は、許可の対象となる場合や事業者等の氏名を変更した場合は届出が必要です。

## 9 報告の徴収及び立入調査

条例の施行に関し必要と認める場合は、報告を求め、又は立入調査をし、必要に応じて、指導等を行うことができます。

## 10 許可の取消し

不正な手段で許可を受けた場合等は、許可を取り消し、災害の防止若しくは自然環境の保全上必要な措置を命じることができます。

## 11 勧告等

条例の施行に関し必要な指導に正当な理由なく従わない場合は、勧告及び公表を行うことができます。

## 12 過料

禁止区域において、又は許可を受けずに、設置工事に着手又は設置工事を行った場合は、5万円以下の過料に処します。

**三田市 まちの再生部 ゼロカーボンシティ推進室 里山のまちづくり課**

三田市三輪2丁目1番1号 本庁舎5階

TEL : 079-559-5226 FAX : 079-563-3359

※詳細は下記HPをご覧ください。

[https://www.city.sanda.lg.jp/soshiki/42/gyomu/kankyo\\_hozen/satoyama/1/498.html](https://www.city.sanda.lg.jp/soshiki/42/gyomu/kankyo_hozen/satoyama/1/498.html)

